

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 東通村陸上風力発電事業計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、同区域周辺の他事業について十分に情報収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 2 事業実施想定区域周辺には、住居等が多数存在していることから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔することなどにより、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。
- 3 事業実施想定区域及びその周辺には、河川が複数存在していることから、工事中の土砂及び濁水の流出等により、当該河川の水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがある。このため、工事の実施に伴う水質への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池を設置することなどにより、水質への影響を回避又は極力低減すること。
- 4 事業実施想定区域及びその周辺では、オジロワシ、オオワシ等の猛禽類の生息が確認されているほか、ハクチョウ類、ガン類等の渡り鳥の移動経路となっていることから、施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。
- 5 事業実施想定区域には、自然度の高いハンノキヤチダモ群集やハンノキ群落等の植生が存在することから、工事の実施により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。
- 6 事業実施想定区域には、植物の重要な種が多数生育している又は二次林であっても下層植生には元の植生が残存している可能性があることから、工事の実施により、これらに重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、現地調査により植物相や植生を把握した上で、適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、これらへの影響を回避又は極力低減すること。

7 事業実施想定区域には、土砂流出防備保安林及び水源涵養保安林が存在することから、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分配慮すること。

8 事業実施想定区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域及び崩壊土砂流出危険地区が存在することから、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂災害を誘発するおそれがある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。